

養子縁組民間あっせん事業者の状況

養子縁組までの主な流れ

実親の意思確認	<ul style="list-style-type: none"> ○実親からの相談を受け、自身での養育の可能性を模索。 ○自身で養育する場合は、必要に応じて関係機関につなぐ。 ○養子縁組の場合は、意思確認を行う。 ○審判確定までは同意の撤回が可能であることを説明する。 ○同意や同意撤回の確認は書面で行う。
養親希望者の登録	<ul style="list-style-type: none"> ○説明会や家庭調査（犯歴照会、虐待歴確認、面談、家庭訪問）、研修（座学、実習）を経て登録。 ○事業者が定める養親希望者の要件例 <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養育、養子縁組への理解 ・子供の利益を最優先 ・真実告知の必要性の理解と実行 ・実親、子供の出生の背景への理解 ・自立に向けて支援できる ・夫婦関係が良好 ・心身ともに健康 ・経済的な安定 ・養育に適した環境 ・夫婦以外の家族の理解を得ている ・自分らしい家族のかたちのビジョンがある など

選定	養育開始	養子縁組成立
<ul style="list-style-type: none"> ○複数名の職員から成るチームで検討。 ○以下のような項目を検討の上、選定。 <ul style="list-style-type: none"> ・実親の状況（妊娠に至った経緯、居住地域、家庭環境、家族構成等） ・子供の状況（年齢、性別、健康状態等） ・養親の状況（健康状態、経済状況、子育てへの不安、親族の同居の有無、居住地域及び周辺環境） ・実親と養親の居住地域 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○養育開始後、監護の状況を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・同居届の提出 ・電話やメール等による育児相談 ・家庭訪問 ・養育報告の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○養親や実親への支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 【養親支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、電話やメール等による育児相談や家庭訪問 ・養育報告書の提出 ・出自に関する問合せ対応 【実親支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・自立を支援。必要に応じ、関係機関と調整。 ・実親の喪失感に対する支援。写真提供、面会の実施（子供の状態確認の上） ・カウンセリングの実施

各事業者アンケートの結果

【調査概要】
 都が養子縁組あっせん事業を許可している5事業者(※)を対象に、平成31年4月26日から5月10日までの間、調査票により調査を実施。全事業者から回答を得た。

※ 認定特定非営利活動法人 環の会
 一般社団法人 アクロスジャパン
 特定非営利活動法人 フローレンス
 社会福祉法人 日本国際社会事業団
 一般社団法人 ベアホープ

実親、養親希望者の状況

	A	B	C	D	E
(1)実親相談者数	5人	3人	0人	2人	23人
(2)養親申込者数	14組	9組	18組	8組	36組
(3)すでに出生し、縁組待ち（引き渡し可能な状態）の児童の数	1人	2人	0人	1人	3人
(4)(2)のうち、すでに研修を受講し、養子の委託を待っている養親希望者の数	7組	2組	1組	0組	11組

平成31年4月15日現在

特別養子縁組の成立状況（平成30年度）

	国内		海外	計
	都内	都外		
A	3	6	0	9
B	3	9	0	12
C	3	1	1	5
D	0	0	0	0
E	8	15	8	31

単位：件

【参考】
 東京都 養子縁組里親の状況（平成29年度末）

登録家庭数	委託家庭数
238	44

民間事業者としての強み

- 24時間体制での対応や、LINE等電話以外の手段により、相談者のニーズに合わせた柔軟な相談が可能である。
- 各事業者の養子縁組の理念に賛同する養親候補者を募ることができる。
- 養親候補者と養子候補児とのマッチングを、都道府県をまたいで広域的に行うことができる。
- 同一事業者内で妊娠相談と養親育成の両方を行っており、それぞれの養親希望者の状況を把握しているので、適切なマッチングを実現しやすい。
- 適切な養親候補者がいない場合に他団体と連携しやすく、養親希望者を見つけられる可能性が高い。
- 居所を頻繁に変更する実親とも出産後も長期的に連絡を取ることができる（職員の異動が少ないことも要因と思われる）。
- 縁組後も長期にわたって個別支援ができる。
- 養子の希望に合わせたルーツ探しの支援ができる。
- セミオープンアダプション（実親と里親との交流）が可能である。
- 全国的なネットワークをがあるため、転居しても子供を迎えた養親同士の交流が可能である。

民間事業者としての課題

- 権利擁護を大切にしたい、相談者の自己決定を助ける相談支援の充実。
- 子供の出産後、実親の方針（自身で養育するか、養子縁組を希望するか）が決まるまでの間や、養親が迎えに来るのを待つ間、子供を養育する場所の確保が難しい。
- 民間事業者による研修の実施は、より良い支援提供者となるために有用だと感じる一方、率直に、非常に負担が大きい。
- 各種実費は養親希望者の負担となるため、養親希望者の経済的負担が大きい。
- 事業運営のための安定した収入源の確保が難しい。
- 民間事業者ごとに支援方法が異なり、支援の考え方の差異が大きい。
- 利用者への支援をどこまで行うかの判断が難しい。
- 特有のソーシャルワーク技術が必要なため、人材育成に時間がかかり、活動基盤が安定するまで時間を要する。
- 医療、司法、福祉、行政等関係機関との連携による安定した支援体制の構築が必要。

都に対する要望

- 普及・啓発
 - ・ 養育家庭と養子縁組里親を混同している方もいるので、普及・啓発をお願いしたい。
- 財政支援
 - ・ 養親希望者の負担軽減のため、出産に要した医療費を補助してほしい。
 - ・ ボランティアに近い状態で業務を行っているため、人件費を補助してほしい。
 - ・ 相談に応じたものの、養子縁組に至らなかった場合の支援に要する費用を支援してほしい。
- 行政機関との連携体制の構築
 - ・ 子供を迎えた養親が都の里親グループに参加できると心強い。
 - ・ 都の養子縁組里親の中に適切な養親候補者がいない場合に連携できるようにしてほしい。